

### Ⅲ. 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止について

#### 1. 基準省令

##### 基準省令第41条 略

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

#### 2. 事業所がやるべきこと

① 感染対策委員会を定期的実施すること。

実施頻度はおおむね3月に1回!

管理者、事務長、医師、看護職員、児童指導員、栄養士又は管理栄養士等、幅広い職種のメンバーにより構成すること(医師や看護職員、栄養士等について、配置が無い事業所については外部機関から招聘する必要はない)。

構成メンバーについては、責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくこと。看護師の配置がある事業所については、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。また、指定児童発達支援事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

委員会での取り組みについては、開催時期に流行が見込まれる感染症について、その防止策や発生時の対応について確認したり、感染対策指針に基づく平常時の対策(スタンダード・プリコーション)について改めて確認をすることなどが想定される。

委員会を開催した場合は、必ずその記録を残すこと。記録に書くべき内容は、「日時」、「開催場所」、「参加者」、「議題」、「議題に対する意見等の発言記録」など。委員会の記録は、委員会に参加していない従業者に回覧するなどして、その内容について周知徹底すること。

なお、西宮市のホームページにて、感染症対策委員会の議事録のひな形【添付資料6】を公開しているので、必要に応じて活用すること。



② 感染症対策指針を整備すること。

次の内容を盛り込んだ、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ア 平常時の対策

- ・ 指定児童発達支援事業所内の衛生管理(環境の整備、排せつ物の処理、血液・体液の処理等)
- ・ 日常の支援かかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排せつ物(便)などに触れる時、傷や創傷皮膚に触れる時どのようにするかなどの取り決め)
- ・ 手洗いの基本
- ・ 早期発見のための日常の観察項目



イ 発生時の対応

- ・ 発生状況の把握
- ・ 感染拡大の防止
- ・ 医療機関や保健所、市町村における関係課等の関係機関との連携
- ・ 医療処置
- ・ 行政への報告

ウ 発生時における指定児童発達支援事業所内の連絡体制

エ 行政等関係機関への連絡体制

なお、西宮市のホームページにて、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針のひな形【添付資料7】を公開しているので、必要に応じて活用すること。

③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施すること。

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修を年に2回以上実施するとともに、職員の新規採用時にも実施すること。

当該基準を満たすための研修は、事業所内研修で構わないが、委員会の開催と混同してしまわないよう注意が必要。研修を行った場合は随時研修記録を作成し、研修の際使用した資料とともに保管すること。なお、研修記録のひな形については【添付資料3】を必要に応じて活用しても良い。

当該研修は、感染症にかかる業務継続計画(BCP)に関する研修と一体的に開催して構わない。 また、研修の実施については、委員会の実施と明確に区別するという観点からも、積極的にオンライン研修を含めた外部研修を活用することが望ましい。

- ④ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練(シミュレーション)を定期的  
に実施すること。

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する訓練(シミュレーション)を年に2回以  
上実施すること。

訓練の内容については、例えば手洗いの方法の確認や、吐瀉物・便等の適切な処理方法のシ  
ミュレーション、ガウンやマスク、使い捨て手袋など個人用防護具の正しい着脱の方法、事業所  
内の各部の消毒方法の確認などが想定され、各事業所の状況に合わせ必要と思われるもの  
につき実施すること。訓練を行った場合も研修と同様、随時訓練記録を作成し、保管すること。な  
お、研修の前後の時間を活用するなどして訓練を行った場合、研修記録に訓練の記録を併記  
しても差し支えない。

### 3. ポイントまとめ

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する取り組みのポイントは……

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、おおむね3月に1回、感染症対策委員  
会を実施し、記録を残すこと。
- ② 感染症対策指針を整備すること。
- ③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修を年に2回以上及び職員の新規  
採用時に実施すること。実施に当たっては、委員会と混同しないよう注意すること。また、研  
修の記録を残すこと。
- ④ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する訓練(シミュレーション)を年に2回以  
上実施すること。実施に当たっては、委員会と混同しないよう注意すること。また、研修の記  
録を残すこと。
- ⑤ 指針、委員会の議事録、研修の記録のひな形については、西宮市ホームページでも公開し  
ているので、適宜活用すること。

### 4. 参考資料

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する各種様式については、西宮市ホームページより  
様式をダウンロードし、ご活用ください。

ホームページにつきましては、以下のいずれかの方法でご覧になれます。

1. トップページ → ページ番号検索 →「55333451」で検索  
→ 令和5年度西宮市指定障害児通所支援事業者に対する集団指導の実施について
2. トップページ → 事業者向け情報 → 社会福祉法人・施設等関連情報 → 社会福祉法人・施  
設等の指導監査 → 介護保険・障害福祉サービス事業者等に対する集団指導  
→ 令和5年度西宮市指定障害児通所支援事業者に対する集団指導の実施について